



▲11月11日(日) ふれあい TAISHI 2018

まちの情報紙

議会だより(第164号)合併号

広報

太子

Public
Relations
TAISHI Town

2018

12

月号

No.529

主な内容

- 2 年末は28日(金)までですが…
- 4 町の職員と給与状況についての公表です
- 6 短期アルバイト募集 嘱託員・アルバイト募集
- 9 地域公共交通について考える
- 10 人権コーナー「気づく」
- 11 フォトニュース+
- 13 フォトニュース
- 14 みんなのひろば
- 17 健康インフォメーション
- 19 高齢者情報局
- 20 子育てナビ
- 27 タウンインフォメーション



町役場の一般業務

年末は28日(金)までですが……

困ったときの
年末年始の
おたすけページ

年末の役場・保健センター・福祉センターの一般業務は12月28日(金)まで、12月29日(土)～1月3日(木)まで休業させていただきます。ただし、業務によって利用して頂けるものもあります。

◎戸籍の届出

戸籍に関する届け出(出生届・婚姻届・死亡届など)は、休業期間中でも提出できます。

◆問合せ 住民権課

☎98-55515

◎ごみ・し尿の収集

ごみシールに同封されている日程表のとおり収集を行います。臨時ごみの収集については、12月7日(金)までに、また、臨時し尿汲み取りについては、12月27日(木)までに、生活環境課へお申込みください。

・12月最終ごみ収集日

もえるごみ 12月28日(金)
粗大ごみ 12月26日(水)
ビン・カン混合 12月24日(月)
・振休)
金属類 12月19日(水)
ペットボトル 12月27日(木)
プラスチック製容器包装 12月20日(木)

※最終ごみの日以降に出されたごみは一切収集しませんので、ご確認ください。

・1月年始のごみ収集日

もえるごみ 1月4日(金)
粗大ごみ 1月9日(水)

ビン・カン混合 1月14日(月)

・祝

金属類 1月16日(水)

ペットボトル 1月24日(木)

プラスチック製容器包装 1月10日(木)

・1月のし尿収集日

小型・一般 1月9日(水)
2回取り 1月22日(火)

※12月29日(土)～1月3日(木)のごみの収集は休ませて頂きますので、ご注意ください。

・年末年始の南河内環境事業組合のごみの搬入受付

年末 12月28日(金)まで
年始 1月4日(金)から
ごみ搬入受付時間は、午前9時30分から午後4時30分までです。

◆問合せ 生活環境課

☎98-55522

◎町立図書館 ◎町立公民館

12月29日(土)～1月3日(木)まで休室、休館します。

◆問合せ

町立図書館 ☎98-55526

町立公民館 ☎98-55530

◎町立総合スポーツ公園

体育館、テニスコート、グラ

ンドとも、12月28日(金)～1月4日(金)まで休園します。

◆問合せ 町立総合体育館

☎98-5344

◎町立竹内街道歴史資料館 ◎大道旧山本家住宅

12月28日(金)～1月4日(金)まで休館します。

◆問合せ

町立竹内街道歴史資料館

生涯学習課 ☎98-3266

◎まちづくり観光交流センター

12月29日(土)～1月3日(木)まで休館します。

◆問合せ 観光産業課

☎98-5521

◎竹内街道交流館

12月28日(金)～1月6日(日)まで休館します。

◆問合せ 観光産業課

☎98-5521

◎町立万葉ホール

12月29日(土)～1月3日(木)まで休館します。

◆問合せ 総務政策課

☎98-0300

◎いきいき交流広場(町立グラウンドゴルフ等多目的広場)

12月28日(金)～1月4日(金)まで休場します。

◆問合せ 高齢介護課

☎98-5538

◎水道の開閉栓

12月29日(土)～1月3日(木)までに引越しなどで水道の開閉栓がある場合は、12月28日(金)までに太子水道センターへご連絡ください。

◆問合せ 太子水道センター

☎98-5536

年末年始 ねこ・犬の引取業務

年末の引取最終日

12月26日(水)

年始の引取開始日

1月7日(月)

※引取申請の前に必ず大阪府動物愛護管理センターへ電話相談及び予約をしてください。

◆問合せ

大阪府動物愛護管理センター
☎072-958-8212

太子町いのち支える自殺対策計画パブリックコメント募集

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

町民一人ひとりが「いのち」を大切にし、こころ健やかにいきいきと暮らせるまちづくりに取り組むため、「太子町いのち支える自殺対策計画」を策定します。

この度、素案がまとまりましたので、みなさまのご意見を募集します。

【募集案件】

太子町いのち支える自殺対策計画（素案）

【募集期間】

12月10日(月)～平成31年1月9日(水)

※郵送の場合は消印有効です。

【資料の閲覧・配付場所】

①町ホームページ

②健康増進課窓口（町立保健センター1階）

③情報コーナー（役場庁舎3階）

【意見の提出方法】

様式は自由です。右記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：webmaster@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町健康福祉部健康増進課宛

③FAX：98-3600（健康増進課宛）

④窓口：健康増進課（町立保健センター内）

【意見提出の留意事項】

(1)意見の提出方法、期限を守ってください。

(2)意見の提出に際しては、氏名・住所を明記してください。

(3)意見を提出できるのは、下記に該当する人です。

- ・町内に在住・在勤・在学する人
- ・町内に事務所、または、事業所を有する個人及び法人その他団体
- ・上記のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する人

(4)提出頂いた意見の情報の全部、または、一部を公表することがあります。

※個人情報公表しません。

(5)意見に対する個別回答はしません。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5200

風しんの届け出数が増加しています

現在、例年と比較し、風しんの届け出数が大幅に増加しています。

予防接種の履歴のない30代～50代の男性は、風しんにかかったことのない人も多く、抗体価が低い人が2割程度存在していることがわかっています。

また、妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、胎児も風しんウイルスに感染し、出生児が難聴、先天性心疾患、白内障、精神運動発達遅滞等の先天性風しん症候群（CRS）を発症する可能性が高いことが知られています。

風しんの抗体価が低いと思われる人については、感染を防ぐため、風しんの予防接種をご検討ください。

また、町では、抗体価が低い人に対し、風しんの予防接種の接種費用の助成を行っています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。健康増進課までお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

風しん抗体検査キャンペーン(予約制)

富田林保健所で、風しん抗体検査を行います。

【と き】

12月1日(土)、8日(土)、15日(土) 午前

◆問合せ 富田林保健所 ☎23-2684

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種

インフルエンザの感染および重症化を予防するため、高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を行います。

【対 象】 ①接種日現在、満65歳以上で接種を希望する人

②接種日現在、満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいや、又はヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、又は身体障がい者手帳1級若しくは同程度の障がいを持っている人で接種を希望する人

【接種回数】 1回

【接種期間】 10月1日(月)～平成31年1月31日(木)

【実施場所】 太子町、富田林市、河南町、千早赤阪村の富田林医師会加入の医療機関、羽曳野市医師会加入の医療機関、大阪狭山市医師会加入の医療機関

※予約の必要な医療機関、医師会加入の医療機関でも、行っていない機関もありますので、事前にかかりつけの医療機関に電話などでお問い合わせください。

※羽曳野市医師会加入の医療機関での接種期間は異なります。ご注意ください。

（接種期間 10月20日(土)～平成31年1月31日(木)）

※入院中などやむを得ない理由で上記医師会加入の医療機関での接種が難しい場合は、あらかじめ健康増進課までお問い合わせください。

【接種費用】 1,000円（医療機関の窓口でお支払いください）

※生活保護受給世帯の人は、無料で受けることができます。あらかじめ申請が必要になりますので、該当される人は、健康増進課までお問い合わせください

【持ち物】 住所、氏名、年齢が確認できるもの（健康保険証、介護保険被保険者証、運転免許証など）

②に該当する人は、障がいの程度が確認できるもの（身体障がい者手帳など）

※予診票は、各医療機関に備えてありますので、医療機関で受診前にご記入ください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

(7) 職員の級別職員数の状況

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準となる職務		主事補 ・ 技師補	主事 ・ 技師	主査	主任	課長補佐	課長	部長	
職 員 数		0	18	10	42	17	20	4	111人
構成比	30年度	0.0	16.2	9.0	37.8	15.3	18.0	3.7	100%
	29年度	1.8	15.6	8.3	40.4	12.8	17.4	3.7	100%
職制上の段階		係員級			係長級	課長補佐級	課長級	部長級	
職 員 数		28			42	17	20	4	111人
構成比	30年度	25.2			37.8	15.3	18.0	3.7	100%
	29年度	25.7			40.4	12.8	17.4	3.7	100%

(8) 職員手当の状況(一般行政職)

区 分		太 子 町	国	
扶 養 手 当	配 偶 者	6,500円	同	
	その他の扶養親族	子		10,000円
		父母等		6,500円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日		(上記の額に加算) 5,000円
	支給対象職員平均支給月額 (H30.4.1現在)		204百円	
住 居 手 当	借家で家賃(12千円を超える額)を支払っている者	27,000円を限度として支給	同	
	支給対象職員平均支給月額 (H30.4.1現在)		250百円	
通 勤 手 当	交 通 機 関 利 用 者	6か月定期券の価格にて一括支給(1ヶ月当たりの運賃等相当額は55,000円まで全額支給)	同	
	自動車など 交 通 用 具 利 用 者	片道2km以上5km未満		2,000円
		// 5km以上10km未満		4,200円
		// 10km以上15km未満		7,100円
		// 15km以上20km未満		10,000円
		// 20km以上25km未満		12,900円
		// 25km以上30km未満		15,800円
		// 30km以上35km未満		18,700円
		// 35km以上40km未満		21,600円
		// 40km以上45km未満		24,400円
		// 45km以上50km未満	26,200円	
// 50km以上55km未満	28,000円			
// 55km以上60km未満	29,800円			
// 60km以上	31,600円			
上記併用者	上記による算定額より55,000円まで全額支給			
支給対象職員平均支給月額 (H30.4.1現在)		83百円		
地 域 手 当	支給対象地域	全地域	同	
	支給率	6 %		
	支給対象職員平均支給月額 (H30.4.1現在)		223百円	

◆問合せ 秘書課 ☎(98)5531

本町の一般職員などの給与については、町条例に基づき支給しており、その内容は、毎年度、町議会で審議しています。住民の皆さんにより広くその内容をご理解頂くため、「太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成30年4月1日現在の給与状況などをお知らせします。

町の職員数と給与状況 についての公表です

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区 分	歳出額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
29年度	4,903,661	935,112	19.1%
28年度	4,796,236	947,921	19.8%

注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含まます。

(2) 職員給与の状況

区 分	給 与 費			
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計(千円) B
30年度	434,877	112,715	188,649	736,241
29年度	427,267	117,576	183,534	728,377

注) 職員手当には退職手当は含みません。
給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として比較した指数です)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ラスパイレス指数	107.2(98.9)	105.6(97.5)	96.9	97.7	97.1	97.8
前 年 比	9.3(1.0)	▲1.6(▲1.4)	▲8.7	0.8	▲0.6	0.7

注) 平成24・25年度の()書は、国家公務員の給与カット前の給与水準に対する値です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

年 度	区 分	平均給料月額	平均年齢
30年度	一般行政職	334,998円	44.9歳
29年度	一般行政職	335,998円	44.8歳

注) 一般行政職とは、税務・幼稚園などを除いた一般事務職です。

(5) 職員の初任給の状況

区 分	大学卒	高校卒
一般行政職	192,700円	162,700円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,100円	293,700円	323,700円
	高校卒	231,900円	264,900円	300,100円

注) 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合にはその期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数です。

(10) 特別職・教育長の給料などの状況

区 分			給料月額等
給 料	町 長		672,400円 (820,000円)
	副 町 長		665,000円 (700,000円)
	教 育 長		627,000円 (660,000円)
期 末 手 当	町 長		(平成29年度支給割合)
	副 町 長		6 月期 2.075月分
	教 育 長		12月期 2.325月分
			計 4.4月分

注) 給料月額などの()は、減額する前の金額です。
町長、副町長及び教育長の給料月額は、町長18%、副町長及び教育長は5%削減した額です。

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 町長の給料月額を18%削減 (平成17年4月～)
- 副町長及び教育長の給料月額をそれぞれ5%削減 (平成16年4月～)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の調整手当 (10%) の廃止 (平成11年4月～)

(11) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分		職 員 数 (人)		増減数 (人)	主な増減理由
		30年度	29年度		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総 務	31	29	2	人員見直しによる増
	税 務	8	8	0	
	民 生	13	14	▲ 1	人員見直しによる減
	衛 生	8	9	▲ 1	人員見直しによる減
	農林水産	3	3	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	9	8	1	
	小 計	77	76	1	
特別行政部門	教 育	19	19	0	
	小 計	19	19	0	
公益事業部門	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	12	11	1	人員見直しによる増
	小 計	15	14	1	
合 計		111	109	2	

※平成14年度以降、合計32人の人員削減となっています。

(12) 年齢別職員構成の状況

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
30年度	0人	1人	8人	11人	6人	7人	13人	24人	12人	14人	13人	2人	111人
29年度	0人	2人	5人	10人	7人	7人	19人	18人	14人	13人	13人	1人	109人

※ (7) (11) (12) の職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員及び特別職を除いています。



管理職手当	部長	課長	課長補佐
	55,000円	45,000円	37,000円
支給対象職員平均支給月額 (H30.4.1現在) 438百円			
時間外勤務手当	平成29年度支給総額 (普通会計)		23,943千円
	同支給対象職員平均支給月額		285百円

※特殊勤務手当の支給はありません。

期 末 ・ 勤 勉 手 当	太 子 町			国	
	(平成29年度支給割合)				
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.225月分	0.85月分	1.225月分	0.85月分
	12月期	1.375月分	0.95月分	1.375月分	0.95月分
	計	2.6月分	1.8月分	2.6月分	1.8月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 3 級～7 級（5 ～15%）			職務等の加算については一 部異なる	
支給対象職員平均支給年額 （平成29年度）			期末手当	10,603百円	
			勤勉手当	7,135百円	

退職手当	区 分	太 子 町		国
		自己都合	勧奨・定年	同
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
	その他の加算措置	定年前早期退職特例(2 ～20%)		

★行財政改革や給与構造改革等で取り組んできた抑制内容

- 部長制の廃止 (平成24年5月～平成28年6月)
- 住居手当の自宅 (持家) にかかる手当 (新築等5年に限り2,500円) を廃止 (平成21年12月～)
- 住居手当を国並み支給に見直し (平成20年4月～)
- 給与構造改革により給料昇給カーブのフラット化 (給与月額平均4.8% (最大7.0%) の引下げ) (平成18年4月～)
- 住居手当のその他の者への支給を廃止 (平成18年4月～)
- 一般職の退職手当の加算制度を廃止 (平成17年4月～)
- 管理職手当を定率支給 (17%～10%) から定額支給 (55,000円～37,000円) に見直し (平成16年7月～)
- 退職手当支給額の引下げ (平成29年12月)

(9) 議会議員の報酬などの状況

区 分			給料月額等
報 酬	議 長		360,000円
	副 議 長		340,000円
	議 員		320,000円
期 末 手 当	議 長		(平成29年度支給割合)
	副 議 長		6 月期 2.075月分
	議 員		12月期 2.325月分
			計 4.4月分

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 議員定数を1名削減 (12人→11人) (平成24年10月～)
- 議員定数を2名削減 (14人→12人) (平成20年10月～)
- 議員定数を2名削減 (16人→14人) (平成16年10月～)
- 議会議員が各種審議会等へ出席した場合に支給される報酬を廃止 (平成16年4月～)
- 常任委員会視察研修の廃止 (平成16年4月～)

短期アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込場所】 役場庁舎 3 階 秘書課

【申込期間】 12月3日(月)～19日(水)

午前9時～午後5時30分

※土日は除く。

【申込方法】 応募希望者はエントリーシートをお持ちください。書類受付時に簡単な面接を行います。

職種	任用期間	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
一般事務補助	① 平成31年1月15日～平成31年3月31日 (2019年6月末まで更新あり)	1人	事務補助	940円 (時給)	【勤務日】 月～金曜日の週5日 【勤務時間】 午前9時～午後5時 ※社会保険あり	パソコン操作ができる人
	② 平成31年2月1日～平成31年3月29日 (更新はありません)	2人			【勤務日】 月～金曜日の週5日 【勤務時間】 午前9時～午後5時	

嘱託員・アルバイト募集

【申込書類】 エントリーシート（写真貼付）及び応募資格要件の証明書などの写し

※申込書類は返却しません。

※エントリーシートについては、秘書課で配付します。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込場所】 役場庁舎 3 階 秘書課

【採用方法】 受付終了後、書類審査、面接などにより任用の決定を行います。面接日時は別途連絡します。

【申込期間】 12月3日(月)～19日(水)

午前9時～午後5時30分

※土日は除く。

【任用期間】 ・嘱託員 平成31年4月1日～2020年3月31日
・アルバイト

平成31年4月1日～2019年9月30日

※勤務成績が良好な場合は、更新あり。ただし、原則として65歳に達した人の更新はありません。

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
嘱託員	相談支援員	1人	障がい者や生活困窮者などの要支援者の相談支援	224,500円 (月額)	【勤務時間】 午前9時～午後5時15分 【休日】 土日及び祝日 ※社会保険あり。	社会福祉士、または、精神保健福祉士資格 普通自動車運転免許（AT 限定可）
	作業員	1人	公園の清掃・植樹のせん定・道路敷の草刈	181,600円 (月額)		普通自動車運転免許
	学校図書司書	1人	町立小中学校図書室の管理運営・貸出業務・事務作業	181,600円 (月給)	【勤務時間】 午前8時20分～午後4時50分 【休日】 土日及び祝日 ※社会保険あり。	司書資格
	学芸員	1人	竹内街道歴史資料館の管理運営・資料調査・普及業務	72,640円 (月給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時30分 火曜日～日曜日のうち週2日程度勤務（ローテーション）☆	学芸員資格
	図書司書	1人	町立図書室の管理運営・貸出業務・事務作業	181,600円 (月給)	【勤務時間】 午前9時45分～午後6時15分 火曜日～日曜日のうち週5日勤務（ローテーション）（※月曜日が祝日の場合は開室）☆ ※社会保険あり。	司書資格
	放課後児童支援員	2人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	181,600円 (月額)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 午後0時45分～午後6時15分 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 午前8時～午後6時15分 ※状況により時間外勤務あり。 ※社会保険あり。	③を必要とし、かつ、①、②のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験(2年以上)を有する人

	職種	募集人数	主な業務内容	賃金	勤務形態	応募資格
アルバイト	放課後児童支援員	3人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,080円 (時給)	【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
	放課後児童補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	放課後児童代替支援員	2人	放課後児童会施設で児童に遊びをつうじて安全保護及び生活指導を行う業務	1,080円 (時給)	代替支援員・補助員とは、常勤支援員・補助員の休暇取得などにより一時的に欠員が生じたとき、その代替で勤務する人です。 【勤務時間】 ・月曜日～金曜日 放課後～午後6時 ・土曜日・祝日以外の学校休校日 8時間以内若しくは前後半の二交代制 ※状況により時間外勤務あり。	①、②、③のいずれかに該当する人 ①放課後児童支援員認定資格研修修了者 ②保育士、または、教員免許などを有する人 ③実務経験（2年以上）を有する人
	放課後児童代替補助員			970円 (時給)		資格要件はありません
	公民館受付・事務	1人	公民館受付・事務作業	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時30分 火曜日～日曜日のうち週3日勤務 (ローテーション) ☆	資格要件はありません
	総合体育館受付・事務	1人	体育館の受付・事務作業	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～午後5時 火曜日～日曜日のうち週3日勤務 (ローテーション) ☆ ※月曜日が祝日の場合は開館。	
	総合体育館清掃	1人	施設の清掃	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～正午 週3日勤務（月曜日・水曜日・金曜日）	
	総合体育館警備・清掃	4人	施設の掃除・修繕、草刈	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時～正午 概ね週1回勤務（ローテーション）☆	
			休館日の警備・施設管理		【勤務時間】 午前9時～午後5時30分 概ね月1回勤務（ローテーション）☆ ※月曜日が開館の場合は火曜日。	
			夜間の警備・施設管理	990円 (時給)	【勤務時間】 午後5時30分～午後9時30分 週2～3回勤務（ローテーション）☆	
	大道旧山本家住宅施設管理	1人	来館者受付・清掃	970円 (時給)	【勤務時間】 午前9時30分～午後4時30分 土日祝日（通年）☆ (各日1人勤務を3人でローテーション)	

☆印は土・日・祝日勤務を含む

◆問合せ 秘書課 ☎98-5531

町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【と き】 12月15日(土) 午後6時30分～9時

※午後6時30分までに必ずお越しください。

【ところ】 町立総合体育館

【受講料】 200円（申込時にご用意ください）

【定 員】 25人

【受講資格】 平成30年3月31日現在15歳以上(高校生以上)

の人

【内 容】 講義：トレーニングの基礎理論

実技：ウォームアップ・クールダウンの実技

【受 付】 12月6日(木)から講習会当日までの、午前9時～午後5時30分までです。先着順で定員に達するまで受け付けます。

※町立総合体育館の休館日は月曜日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

営住宅の人たちが最も乗りたいところ。しかし、そこにはバスを停められないという「話」が以前からあった。そこで、みなと観光バスの協力も得て、本当に停められないのかを試してみた。そうしたら停めることができ、また、そこは民間の土地で道路ではなかったもので、2004年7月、県営住宅の敷地にバス停ができることになった。

途中の落合橋というところも、バスが走るようになってから、地域住民からの強い要望があって、バス停が設置された。つまり、最初から完成形であったのではなく、走らせてみて、みんなの要望を汲み取りながら、次第によりよい形になってきたのだと思う。



写真2：県営住宅前での現地視察のようす

・周知徹底、情報共有の大切さ

運行が始まった後、住民の取り組みのなかで、一番すばらしいのは、守る会の「くるくるバス通信」を自分たちの手で全世帯に配ったこと。しかも、自治会がなかったところにも自治会ができ、全世帯に配ることができた。だから、くるくるバスのことを地域の全員が知っている。これは特筆すべきことである。

また、これも情報共有の効果であるが、当初は路上駐車がが多く、バスの運行に支障が出ていた。また、路上駐車をしている脇から、子どもが飛び出してきて、事故が起きてしまったら、せっかくのバスも廃止せざるを得なくなると伝えたら、住民が自らヒヤリ・ハットマップを作って、自分たちでお互いに注意喚起をし、気づいたら、路上駐車が解消されていた。

・誰のための、何のための「くるくるバス」か

くるくるバスは、高齢者のためだけのバスではないということを最後に申し上げたい。最初に中学生がクラブ帰りや塾通いにくるくるバスを利用した。家族の人が送迎しなくてもよいというのは重要なこと。一般にバスというのは、高齢者の病院通いや買い物に利用されるが、通院と買い物だけで人間らしい生活はできるのだろうか。高齢者は人間らしい生活でなくていいのか——そうではない。

くるくるバスの利用実態を調査してわかったのだが、確かに買い物に最もよく使われているが、2番目に多いのは、通院ではなく、自由行動だった。遊びに出かけ、友人に会いに行くために、くるくるバスが使われているのである。普段から車に乗らないで、バスで自由に動き回っているのが、高齢者が病気にならない。これこそが「本当の豊かさ」で、誇るべきことではないか。

・人々の生活はどのように変化したのか

自分たちの地域ですぐに移動できる、時間が予測できる、という生活に変化した。だから、車を持つ必要がなくなった。資料にもあるとおり（前号の最後の図を参考下さい）、人口は減って高齢化も進んでいるが、相対的に利用者は減っていない。つまり、地域の住民みんなの生活がバス中心の生活に変わってきた——これがバスで地域づくりをするということである。高齢者も子どもも、いろいろな人たちが自由に移動できる、そういうまちに育ってきたのだと思う。

ただし、課題もある。高齢化は進んでいるし、地価も上がっていない。これからどのようにしていくかは、また、みんなで考えていかなければいけない。当初、このバスを立ち上げた人たちも高齢化している。このままでは、守る会の維持もなかなか難しいだろう。バス会社がサポートし、住民が一生懸命に頑張って何とかなっているが、この先も絶対に大丈夫という保証はない。少しでも持続的に運営できるように、みんなで取り組んでいくしかないだろう。難しい状況のなかでも、少しずつ頑張っていくということが重要ではないかと思う。

現地視察のときに、森栗茂一先生は「どのようなまちにしたいのが重要」と繰り返し言われました。今後、様々な声やデータをもとに、太子町の地域公共交通のあるべき姿について考えていきますが、そこで最も重要となるのが、森栗先生のこの一言です。住民・企業・行政のみなさんがどのような太子町にしていきたいのか——是非とも、みなさんも考えてみて下さい。

お忙しいところ、ご対応下さいました森栗茂一先生、また、運行開始当初のことをご教示下さった上仲智広氏（みなと観光バス株式会社運行管理部長）には、大変お世話になりました。この場を借りて、厚く感謝を申し上げるとともに、これからも引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

■本稿は、太子町地域公共交通会議会長・大阪産業大学経済学部教授の小川雅司氏が執筆したものである

地域公共交通について考える 12

●先進事例視察【住吉台くるくるバス】に行ってきた【後半】

前号に引き続き、10月2日（火）に実施した先進事例視察について報告します。今回は、みなと観光バス株式会社の会議室をお借りして、森栗茂一先生（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授）から伺ったことを紹介します。なお、以下はお話し頂いた内容を私（小川）がまとめたものです。内容や表現などに誤りがあった場合は、すべて私の責に帰します。

・地域に中心となる世話人がいることが重要

住吉台は厳しい坂が特徴。高齢化も進み、住民の足をどうするかが大きな課題となった。そこで重要なのは、きちんとしたバス事業者の存在。経営や利益という視点だけではなく、利用者の立場から見て、地域の状況を理解し、運行してみようとする、そのようなバス会社があることが重要です。

それから、地域で動く学識経験者も必要。私も手弁当で関わってきた。小川雅司先生もお金がなくても動いてくれるだろう（笑）。そして、協働のなかでは、学識経験者も大事だが、やはり、地域に中心となる「世話人」がいることが非常に重要。その人が話すと、みんなの賛同が得やすい、そのような人物がいることが重要と思う。バス事業者は、その人たちとしっかり話し合っていくなかで、よりよい事業者になっていくのではないか。以前は議員の口ききでバスを走らせるといったことが普通だったが、もうそのような時代ではない。

・行政の役割とは何か

「くるくるバスを守る会」（以後、守る会と省略します）は、神戸市からの補助金を受けられなかった。それは、神戸市交通局と競合することになるからである。それで、神戸市はどうしたかというと、予算は付けられないが、守る会の印刷関係をサポートしてくれた。また、会合を開く際の場所を提供してくれた。住民が集まるときに行政が場所を提供してくれるということは、行政も本気で取り組んでいるということを担保してくれるという意味があるので、住民も集まりやすい。

くるくるバスは運営の資金がないので、資金を得るためにセミナーを開いた。1人1万円と高額だったが40～50人が参加した。そのなかには、遠方の自治体の女性職員も来ていて、私を地元に招聘してくれた。その職員は、セミナー参加費も自費、出張旅費も自費。

それで上司を説得して、私を呼び込んだ。その結果、今やその自治体は、交通まちづくりで住民が自ら動き、過疎地の交通についても、自分たちで何とかしようと、一生懸命に取り組んでいる。

行政は、中心になるのではなく、サポートに徹する。運輸局をはじめ、関連各局と連携や調整をする。通常、運輸局からの許可は、申請してから半年ほどかかるが、くるくるバスは連携によって、時間短縮することができた。

実証運行は2004（平成16）年2月に9日間の無償実験を行い、3月の1ヵ月間は有償実験を行った。バスの必要性は理解されたが、主体がNPOだったので、住民が活動に付いてこなくて、一度は解散になった。しかしその後、住民が主体となり、2004年6月に「バスを立ち上げる会」が発足、さらに「東灘交通市民会議」を作って、行政も一緒に地域のみんなで議論して進めていった。



写真1：森栗茂一先生による講和

・バス停を設置することの難しさ

バスを走らせることは全員賛成だが、自宅付近にバス停を設置されるのを拒否する住民が多く、どこに設置するかで話が一旦頓挫してしまった。それをバス会社が説得すると、住民からお金を求める声が出てきてしまうので、バス停設置の説得もすべて住民が行った。今日の視察で気づいてもらったと思うが、バス停の設置場所は実に様々です。しかし、それは住民のみんなで議論して、みんなで説得して、みんなで決定した。そして、それを警察に持って行ったら、警察もその「熱意」に前向きな理解を示してくれた。

バス停で一番もめたのは、県営住宅前のところ。県

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

人権週間

12月4日(火)～10日(月)は人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年12月10日の第3回国連総会で採択され、このことを記念して12月10日が「人権デー」、また、毎年12月4日～10日を入権週間と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

町では、人権週間の期間中、下記の催しなどを行います。

○太子町人権啓発推進大会

【と き】 12月4日(火) 午後2時

【ところ】 町立万葉ホール

【講師】 シンガーソングライター 悠以

【内容】 自分らしく生きる

○啓発DVD上映及び冊子の配架

DVD「同和問題 未来に向けて」

冊子「人権の擁護 世界人権宣言70周年～みんなで築こう人権の世紀～」

【と き】 12月3日(月)～10日(月)

平日開庁時

【ところ】 役場庁舎1階 町民ホール

○人権擁護委員による特設人権相談

【と き】 12月6日(木) 午後2時～4時

【ところ】 役場庁舎3階 第2会議室

【人権擁護委員】 筒井 一太(春日)、井上 芳子(春日)
佃井 恵一(山田)、刀根 道夫(聖和台)

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515

第66回中学生人権作文コンテスト表彰式

【と き】 12月9日(日) 午後1時30分

【ところ】 阿倍野区民センター 小ホール

【内容】 ・表彰式

賞状・副賞の授与、最優秀賞受賞者本人による作文朗読ほか

・中学生によるミニコンサート

大阪府下の中学生による吹奏楽演奏及び合唱

【定 員】 約300人 【その他】 予約不要・入場料無料

ご家族・ご友人とお誘い合わせの上、お気軽にお越しください。

◆問合せ 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06-6942-9492

映画「めぐみ」上映会・北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。大阪府では、拉致被害者の一日も早い帰国をめざし、拉致問題に関する府民の認識と理解を深めるとともに、世論を高めるため、映画「めぐみ」上映会などを行います。

【と き】 12月16日(日) 午後2時～4時

【ところ】 ピースおおさか(公益財団法人大阪国際平和センター)

【内容】 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、政府取り組み報告、啓発パネル展

【参加費】 無料(当日先着順200人)

◆問合せ 大阪市民局ダイバーシティ推進室

☎06-6208-7619

大阪府府民文化部人権局人権企画課

☎06-6210-9280

人権コラム「よき日へ」

「ちいさな徳」 大阪教育大学 島崎 英夫

恒産なくして恒心なし、といいますが、お金は、人々を幸福にしてくれる有効な手段のひとつです。でも、ひとたび「お金儲け」や「経済成長」を「目的」としてしまつと、安全や人間の尊厳、人権など大切な、かけがえのない価値観が次々と破壊されてしまします。最近の、日本企業に見られる「データ偽装」、政治家の「献金疑惑」などには、金儲けのためなら何をしてもよいのだと言わなければならない醜態が見られます。お金儲けは、なにか「目的」を達成するための「手段」です。自己目的化した経済成長は、同時に多くの人を不幸にする「手段」になり下がります。貯蓄や節約といった「小さな徳」は、大事なことを実現するためにそれを潔く使つ、お金にこだわらない鷹揚さという「大きな徳」とともにあるのでなければ意味をなしません。

そんなことを感じたのは、この秋いくつかの小・中学校で見せていただいた「道徳」の授業がきっかけです。教科書にあげられた教材のテーマは、ほとんど「小さな徳」ばかりでした。教科書の文章も、一意的な意味に確定され、多義性が読み取れません。授業が始まつて十五分もすれば、子どもたちは先を読み取り、はや退屈の気配を見せます。現実の世の中は、もっと多くの声や視線や考え方が交錯しています。それは、学校の教室内でも同じことで、「いじめ」の現実はずっと多義的です。子どもの規範意識を高め、いじめを防ぐ狙いで、小中学校の「道徳」は、特別の教科に格上げされたのですが、学校の「道徳」授業で、不道徳な人間が道徳的になり、いじめがなくな

ったというエピソード(証拠)をわたしは聞いたことがありません。むしろ、「小さな徳」を上意下達式で叩き込まれた結果が、最近のスーツ界などではしばしば見られる暴力やハラスメント、虐待などではないでしょうか。加えて、今の若者たち、高校生や大学生は概して真面目です。電車に乗っていて、傍若無人に携帯電話を鳴らし、ルールやマナーも顧みず平気で通話しているのは、ほとんど中高年の男女です。真面目な若者たちが、夢をもてず、人間関係に傷つき、将来を絶望しているのは何故か。その点をこそ考えるべきではないでしょうか。

大きな徳に支えられない「小さな徳」ばかりを結集させると、逆にシニシズム(冷笑主義、現世を逃避し価値や理念に対して懐疑的・嘲笑的な態度をとること)の方向へと流れる空気が生まれてしまします。要領よく立ち回るのではなく、率直でありかつ真実を愛すること。駆け引きではない、私利私欲を超えた隣人愛。成功願望ではなく、生きることに知恵を得ることへの欲求。人間尊重や人権。そういった「大きな徳」を子どもたちと一緒に考える時間、「道徳」の授業をしていきたいものです。そのためには、力量ある大人が、自らを語りながら、「大きな徳」の存在を感じさせる空気を醸成することが必須です。それは教室内でも、家庭内でも、地域社会でも。「子どもを育てるにあたって教えるべきものは、小さな徳ではなく、大きな徳だ」と思つ、という、イタリアの小説家ナタリヤ・ギンズブルグの言葉を紹介して稿を閉じます。

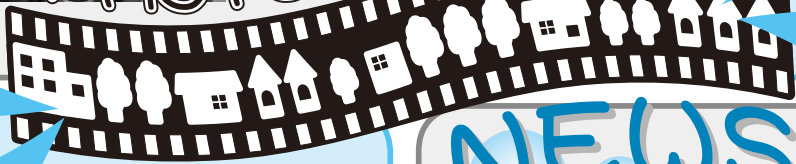
竹内街道“灯路祭り”

10月20日(土)、竹内街道“灯路祭り”が行われました。今年も飛鳥時代の衣装に身をつつんだ“時代行列”が行われ、住民ボランティアによる手づくり衣装を身にまとい、華やかな時代行列となりました。

灯ろうによる街道のライトアップの他、寺院・古民家での催しや軒下ギャラリーなど、地域のみなさまのご協力のもと、色々なイベントが催され、道行く家族連れなど多くの人々が、普段とは異なる風景に見入っていました。



PHOTO



障がい者ふれあいスポーツ大会

10月21日(日)、町立総合体育館で、第24回障がい者ふれあいスポーツ大会を行いました。

ペットボトルボーリングやパン食い競走、スポーツビンゴなどが行われ、皆さん積極的に参加しました。特に玉入れは白熱の競技となりました。

障がいのある人もない人も、笑顔で交流し、楽しい1日を過ごしました。



糖尿病予防セミナー

10月18日(木)、町立万葉ホールで、糖尿病予防セミナーを行いました。

一部で、町民ボランティアと保健センターの職員による糖尿病予防劇、また、二部では、白岩内科医院の白岩先生による講演会を行いました。

多くの人が参加し、糖尿病予防のための生活習慣などを考える機会となりました。



NEWS プラス 山田小学校児童の稲刈り体験

10月26日(金)、町立山田小学校5年生の稲刈り体験が行われました。

当日は、農園の管理を行っている山田小学校学習農園応援隊の皆さんの指導のもと、稲刈りから天日干し作業などに歓声が飛び交う、楽しく貴重な日となりました。



お口の健康セミナー

11月8日(木)、町立万葉ホールで、健康寿命を延ばすお口の話と題してお口の健康セミナーを行いました。

石田歯科医院の石田先生による講演会で、お口の健康について学びました。



秋の檀原・今井町の歴史散策を楽しみました

11月4日(日)、竹内街道歴史資料館友の会主催の現地見学会が行われました。

今回は、最古の官道「大道」の沿道でもある奈良県檀原市今井町周辺を歩きました。

天候にも恵まれ、参加者の皆さんは竹内街道をつうじて太子町ともつながる歴史にふれ、楽しい時間を過ごしました。



災害時における無人航空機(ドローン)による撮影支援に関する協定を締結



11月9日(金)、太子町と南河内フィルムコミッションとの間で、「災害時における無人航空機(ドローン)による撮影支援に関する協定」を締結しました。

本協定は、町で災害が発生し、緊急に支援活動が必要であるとき、無人航空機(ドローン)を活用し、被害状況の調査、撮影した情報の提供などを行うものです。

今後、早期の救助、復旧活動が可能となることが期待されます。

NEWS

第58回文化祭

10月27日(土)、28日(日)、町立公民館や町立万葉ホール、役場庁舎1階 町民ホールで、文化祭を行いました。

丹精込めた力作の展示や日頃の練習の成果を発表し、たくさんの方が訪れました。

また、10月23日(火)～11月6日(火)まで町立万葉ホール前で菊花展を行い、10月25日(木)には、審査・表彰式を行いました。



ふれあい TAISHI2018・たいし聖徳市

11月11日(日)、太子・和みの広場で、「ふれあい TAISHI2018・たいし聖徳市」を行いました。

当日、会場は大勢の家族や子どもたちで賑わい、模擬店やステージイベントでの演技、ミニ動物園での動物とのふれあいなどを楽しみました。



第19回三町交流中学生太子サミット

11月11日(日)、聖徳太子ゆかりの奈良県斑鳩町・兵庫県太子町と本町の3町の中学生が集い、友好を深める「中学生太子サミット」を行いました。

3町の町立中学校5校から生徒が集まり、午前に「ふれあいTAISHI」でご当地キャラと交流し、午後からは「生徒会活動の紹介」及び「百人一首大会」をし、交流を深めました。



西国巡礼の歴史講座



11月8日(木)、町立竹内街道歴史資料館で、歴史講座を行いました。

企画展「竹内街道と西国巡礼の歴史」に関連して大阪城天守閣の北川央氏を講師としてお招きし、西国巡礼の歴史や諸国を巡った高僧や聖、伊勢神楽についての興味深いお話を聞くことができました。



PHOTO



防火パレードを行いました

11月9日(金)～15日(木)の『秋の火災予防運動』に伴い、11日(日)に、太子町消防団と富田林市消防本部太子分署が消防車で町内を回り、火災予防を呼びかけました。

秋から冬にかけては空気が乾燥しやすく、暖房器具の使用などにより思わぬ火災が発生する恐れがあります。この時期は特に、火の取り扱いに気をつけましょう。



みんなの ひろば

がんばった人に



はなまる

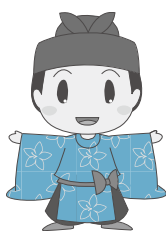
敬称略

◆第38回太子町表彰

- ・自治功労の部
天城 完二
- ・公安防犯功労の部
田中 俊行
- 松井 岳史
- 小ノ木 秀訓
- 新谷 明久
- ・衛生福祉功労の部
河東 裕子

◆ジュニアオリンピック

- 第32回全国都道府県対抗
中学バレーボール大会出場
- 大阪南選抜
- 内田 千春 (PL学園中・
太子キラリ卒)



◆南河内地区 剣道秋季大会

- 太子中 剣道部
- 男子 団体の部 準優勝



女子 団体の部 第3位



◆秋季阪南支部

- フレンドリーBブロック
- 優勝
- 太子キラリ Bチーム



平成30年度

菊花展受賞者

〈敬称略〉

大菊の部

■太子町長賞

上田 力

■太子町教育委員会教育長賞

関本 幸男

■太子町文化連盟会長賞

坂田 昭郎

だるまの部

■太子町議会議長賞

加川 靖紘
滑川 洋右

■国華園賞

太子町成人式

【と き】平成31年1月14日(月・祝)

受付：午前9時30分～

開式：午前10時～

【ところ】町立万葉ホール

【対象】平成10年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人

※該当者には11月中旬にハガキで通知していますが、通知が届いていない場合はご連絡ください。

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

わいわい朝市



【と き】毎週土・日曜日と祝日

【ところ】道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ 近つ飛鳥の里・太子運営協議会 ☎98-2786

消費者トラブル情報

所有する土地の相続について悩んでいたところ、「賃貸アパートを建設しないか」と電話があった。来訪してもらい話を聞くと、入居者を集め家賃も保証し、修繕管理もしてくれるという。相続税対策になると聞き、その気になって高額な契約をしてしまった。しかし、建築費の融資を受けなければならぬし、無理な契約をしたと後悔している。

【ひとこと助言】

- ・事業者が建物所有者から賃貸物件を一括して借り上げ、賃借人に転貸する、サブリースというアパート経営があります。管理の手間をかけずに一定の家賃収入が見込めるメリットを感じますが、リスクもあります。

- ・「家賃保証」とうたっていても、家賃相場や入居状況の悪化などにより見込みどおりの収入が得られない場合があります。また、高額なローンを組むこともあり、ローン返済の他に、老朽化による修繕費用など、契約後の追加の出費も必要になります。
- ・よい話だと思っても、一人では判断せず、家族や周りの人に相談し、事業者から契約内容や事業計画、家賃収入が減るなどのリスクについて説明を受けるなど、十分理解した上で契約の判断をしましょう。
- ・不安に思ったら、ご相談ください。

◆相談・問合せ

富田林市消費生活センター
☎25-1000